

委 託 契 約 書 （案）

委託業務の名称 看護師等業務従事者届集計業務
委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税額 円)
委託期間 着手 令和 年 月 日
履行期限 令和9年3月19日
契約保証金 金 円也

上記の委託業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「△△△」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

(委託業務の仕様等)

- 第1条 乙は、別記「看護師等業務従事者届集計業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、頭書の委託料(以下「委託料」という。)をもって、頭書の履行期限(以下「履行期限」という。)までに頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了し、仕様書に示した成果品(以下「成果品」という。)を甲に提出しなければならない。
- 2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

(契約の保証)

- 第2条 乙は、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第228条第1項の規定により、頭書の委託料の額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- 2 契約保証金は、現金(現金に換えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- 3 財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、甲は、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- 4 契約保証金の減免については、乙に別途通知する。
- 5 契約保証金の納付及び還付については、それぞれ財務規則第231条及び第233条による。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利及び義務を、第三者に譲渡し、継承させ、又は担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

- 第4条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは委託業務の一部を再委託することができる。

(委託業務実施状況の報告等)

- 第5条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(委託業務内容の変更等)

- 第6条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があると認めるときは、

甲乙協議して書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

（乙の請求による履行期限の延長）

第7条 乙は、天災その他その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

（損害負担）

第8条 委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

（乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息）

第9条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は乙から遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切捨てる。）の遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

（検査及び引渡し）

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、甲に対して遅滞なく完了届に成果品を添えて提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の完了届を受理したときは、その日から10日以内にその成果が契約に適合するかの検査を行い、当該検査結果を乙に通知するものとする。

- 3 前項の検査の結果不合格となり、成果について補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。

なお、この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。

（委託料の支払い）

第11条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払いを請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による支払の請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

- 3 甲は、委託業務完了後において、乙に委託業務により発生した収入があると認めたときは、乙に対しその額の返還を命じるものとする。

- 4 甲は、第1項の規定にかかわらず、乙の請求により必要と認める場合には、委託料の一部（又は全部）を前金払することができる。

- 5 乙は、前項の規定により前金払を請求しようとするときは、委託料前金払請求書を甲に提出するものとする。

- 6 甲は、前項の請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

- 7 乙は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の額を超えた場合には、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。

（契約の解除）

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない、若しくは交付している委託料の一部又は全部を返還させることができる。

- （1）履行期限までに委託業務を完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがないと明ら

かに認められるとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(3) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を甲に納付しなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 乙がこの債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（談合による損害賠償）

第14条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、委託業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(関係書類の整備)

第17条 乙は、委託業務に係る収支の状況を明らかにするための書類及び帳簿を備え付け、委託業務の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第19条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

【書面契約による場合】

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通を保有する。

【電子契約による場合】

上記契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29条）第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

甲	住所	福島県福島市杉妻町2番16号
	氏名	福島県 福島県知事 内堀 雅雄

乙	住所	△ △ △
	氏名	△ △ △
	代表者	△ △ △ △ △ △ △

看護師等業務従事者届集計業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が△△△（以下「乙」という。）に委託する、看護師等業務従事者届集計業務を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の内容

調査票の集計業務

（１）保健師、助産師、看護師、准看護師に係る就業状況調査

ア 集計に用いる調査票

（保健師、助産師、看護師、准看護師）業務従事者届（別紙）、（保健師、助産師、看護師、准看護師）業務従事者届データ（Microsoft Office Excel）

※（保健師、助産師、看護師、准看護師）業務従事者届データについては、令和 9 年 1 月 1 6 日以降、甲から乙に提供する。

イ 項目 4 種×1 6 項目

- ① 氏名
- ② 性別
- ③ 生年月日
- ④ 住所
- ⑤ メールアドレス
- ⑥ 免許の種別
- ⑦ 主たる業務
- ⑧ 業務に従事する場所
- ⑨ 雇用形態
- ⑩ 常勤換算
- ⑪ 従事期間
- ⑫ 特定行為研修の修了状況
- ⑬ 就業年数
- ⑭ 転職・再就業の際に利用した機関等
- ⑮ ナースセンター事業について
- ⑯ 県外就業地からの移動の有無

ウ 集計数 2 7, 0 0 0 件（予定数）

エ 集計作表数 4 1 表（集計表一覧参照）

- ① 就業届出状況、就業場所別
- ② 就業届出看護職員の年齢構成
- ③ 付表（第 1 表～第 3 3 表）
- ④ 衛生行政報告例（第 4 3 表～第 4 7 の 2）

オ ウ記載の件数の届出票について、下記の項目を網羅した保健所別（県北、県中、県南、会津、南会津、相双、福島市、郡山市、いわき市）でのデータベースの作成

- ① 氏名
- ② 性別
- ③ 生年月日

- ④ 住所
- ⑤ メールアドレス
- ⑥ 免許の種別（登録番号及び登録年月日は除く）
- ⑦ 主たる業務
- ⑧ 業務に従事する場所
- ⑨ 雇用形態
- ⑩ 常勤換算
- ⑪ 従事期間
- ⑫ 特定行為研修の修了状況
- ⑬ 就業年数
- ⑭ 転職・再就業の際に利用した機関等
- ⑮ ナースセンター事業について
- ⑯ 県外就業地からの移動の有無

(2) 歯科衛生士、歯科技工士に係る就業状況調査

ア 集計に用いる調査票

歯科衛生士業務従事者届、歯科技工士業務従事者届（別紙）、歯科衛生士業務従事者届データ、歯科技工士業務従事者届データ（Microsoft Office Excel）

※歯科衛生士業務従事者届データ、歯科技工士業務従事者届データについては令和9年1月16日以降、甲から乙に提供予定。

イ 項目 2種×7項目

- ① 氏名
- ② 性別
- ③ 年齢
- ④ 住所
- ⑤ 名簿登録（国・都道府県、番号、年月日）
- ⑥ 業務に従事する場所
- ⑦ 業務に従事する場所の名称

ウ 集計数 3, 000件（予定数）

エ 集計作表数 2表（集計表一覧参照）

衛生行政報告例（第39表～第40表）

3 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

(1) 委託業務着手届

(2) その他甲が必要と認める書類

4 成果品

委託契約書第10条第1項に定める成果品は、次のとおりとする。

(1) 看護職員等就業届出状況（集計表） 1部

(2) 保健所別データベース（（保健師、助産師、看護師、准看護師）業務従事者届のみ）
各1部

※上記（1）～（2）については、電子データ（データ形式はMicrosoft Office Excel 2016）でも納品すること。

(3) 納入場所は福島県保健福祉部医療人材対策室とする。

5 業務上の留意事項

(1) 本業務の実施に当たって必要となり取得する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満であること。

なお、10万円を超える備品等について、リースあるいはレンタルで対応できるものは、財産の取得ではなく、極力リース等で対応すること。

(2) 事業の実施に当たっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。

(3) 届出票は医療人材対策室に提出されるため、甲が指定した日時に医療人材対策室において、届出票の引き渡しを行う（週2回程度）。なお、届出票においては個人情報の取り扱いに留意すること。